

八王子市告示第 292 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 6 条第 4 項の規定に基づき、平成 28 年八王子市告示第 207 号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第 5 項において準用する同条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

平成 28 年 9 月 15 日

八王子市長 石森 孝志

記

1 指定を解除する区域

別図のとおり（八王子市石川町 2969 番 5 の一部）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

六価クロム化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

<問合せ先>

環境部環境保全課

27度16分01秒

2969番7

2969番5

2969番21

【凡例】

----- 単位区画

—— 筆境界

—— 敷地境界



指定を解除する区域

【格子の回転角度（27度16分01秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらを平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を支点として、右回りに回転させた角度を示す。

【起点】

起点は、八王子市石川町2969番7の最北端とする。